

令和2年4月21日

市政記者各位

福岡市経済観光文化局
観光産業課**「宿泊事業者への支援」の制度概要についてお知らせします**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、市内の宿泊業界全体での徹底的な感染防止、衛生管理の強化に向けて、下記のとおり宿泊施設における消毒・除菌対応等の安全対策強化を支援いたしますので、お知らせします。

(1) 対象事業者：約 700 事業者

- ①旅館業法に規定する旅館業の事業者(同法に規定する下宿営業を除く)
- ②住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)の事業者

(2) 事業概要案

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)の支援対象期間中に、対象事業者が市内の宿泊施設において実施する消毒・除菌対応等の安全対策の強化に係る経費(対象経費)を支援します。(対象期間中の経費が遡って支援対象となります。また、マスク等、商品の在庫がないために支援の対象期間中に納品・支払いができなかった場合にも、対象期間中に発注していることが確認できれば支援対象とします。)

[支援額] **客室数に応じて、最大50万円を支援**

1 施設あたりの客室数	1 施設あたりの上限額
～ 5室	10万円
6室～10室	20万円
11室～	50万円

※1事業者あたり10施設分まで申請可能で、支援額は**対象経費の5分の4**となります。

[対象経費の例] 対象経費の詳細は、市ホームページのQ&Aでご確認ください。

区分	対象例
①消耗品購入費	マスク、アルコール消毒液 など
②備品購入費、レンタル料	空気清浄機、飛沫防止用アクリル板 など
③委託料	客室や共用部(ロビー等)の消毒業務 など

※本事業は令和2年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になる可能性があります。

(3) スケジュール

- ・令和2年5月中旬より申請受付を開始予定
- ・令和2年5月下旬頃、支給開始予定

※原則、電子申請による受付を行う予定です。準備ができ次第、市ホームページでお知らせします。

【お問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局観光産業課 担当：白石，中村 電話：092-711-4353